

令和6年11月7日

担当：島根県家畜伝染病防疫対策本部
広報報道班（農山漁村振興課）藤江、加藤
TEL 0852-22-6716
FAX 0852-22-5914
メール nosan@pref.shimane.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ発生への対応について (殺処分の完了)

このことについて、以下のとおりお知らせします。

1 これまでの殺処分について

- ・ 本日19時20分、発生農場の全401,733羽について殺処分を完了

2 今後の見通し

- ・ 11月10～11日 農場防疫措置完了予定

3 県民の皆様へのお願い

- (1) 我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はありません。
- (2) また、発生農場では徹底した防疫措置がとられ、本病に感染した鶏卵や鶏肉が市場に出回ることはありません。

4 報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、農場の敷地内に立ち入って取材することは厳に慎むようご協力をお願いいたします。また、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材はプライバシーを侵害しかねず、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 随時、本病に関する情報を提供しますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

毎日10時頃行っていた情報提供（報道発表）はこれをもって終了します。

防疫措置に関するお問い合わせ先：農林水産部畜産課（0852-22-6022）